

2011年 夏号

おおぞら

No.22

札幌おおぞら法律事務所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705
E-mail:sapporo@ozoralaw.com URL <http://www.ozoralaw.com/>



美瑛町 拓進

東日本大震災により犠牲になられた方々に対し深く哀悼の意を表するとともに、被災された方々に対し心よりお見舞い申し上げます。

未曾有、想定外の大震災。原発問題は、今もなお事実すらみえない現在進行形のまま。津波に呑み込まれた街並み。そこには、街だけではなく、一人一人の人間としての営みと絆があった。それらが根こそぎ奪い去られた。そして、原発の周囲から、子どもたちが消えた。その街に、未来はあるのだろうか。

こんな状況に直面し、誰が悪いのか、何が悪いのかを問いたですことは無意味であり、悲しすぎる。なによりも被災者のため、そして被災地のために、何をすべきかを考え、前へ進もう。あ

らためて、私たちの社会の絆を確かめ、強めていこう。その営みは決して平坦ではないかもしれない。長い長い時間がかかるだろう。それでも一人一人が、今回のことを忘れないで、自分の足下を見つめて取り組んでいきたい。

当事務所においても、被災地で、あるいは札幌の地で、できるところから、復興への取り組みを続けていきます。

今後ともよろしくお願いいたします。

結婚式のスピーチ

弁護士 太田 賢二

今年に入って、麻里衣弁護士、亜林弁護士が結婚披露宴を行った。そのめでたい席で、スピーチをさせていただいた。この歳になると友人代表ではなく、いわゆる主賓級。そう、まだ乾杯前のやつ。しかも同僚からは、「裁判員裁判のつもりで、原稿を見るなよ。」などと余計なプレッシャーが掛かってくる。



スピーチを考える場合、少しずつ、その内容を書きためていくことが多い。自分や仲間のもっている印象とかエピソード、それに多少は笑いを取るネタ探し。それらを集めていくと、けっこうな分量になる。そして本番近くになると、順番を変えたり削ったりして、適度な量にまとめる。それから、読み合わせだ。このとき大事なものは、スピーチの内容を覚えることではなく、何を伝えたいかを意識すること。多少の言い回しの違いは、ほとんど無視をする。いわば、自分のスピーチの内容を、いくつかのキーワードで、ストーリー的に理解する。

最後は、早口になりがちなので、ところどころで切るようにして話すことを心がける。

何か、やっぱり裁判員裁判での弁護士みたいだなあ。

今回のスピーチの内容は、お二人のご了解を得て当事務所のホームページに掲載したので、気が向いたらご覧あれ。まあ、幸せそうな披露宴は、こちらも心和むもんだ。

そうそう、京都に住む大学時代の友人から、「この歳（52歳）になって結婚する。」という知らせが届いた。改めておめでとう！披露宴を楽しみにしています。



三児の母になります

弁護士 山田 暁子

この夏、第三子を出産することになりました。予定日が7月31日なので、このお便りが届く頃には、三児の母になっている予定です。

原稿を書いている今、予定日3週間前を切っているのですが、3人目となると、大体家にあるもので間に合うだろうと余裕に構えていて、入院や赤ちゃんの受け入れ準備はこれからという状況……。数ヶ月前から準備を始めていた長女の時とは大違いです。でも、さすがに産着やシーツを洗ったり、赤ちゃんのスペースをつくってあげたりはしたいので、ゆっくり生まれてきてね、とお腹に向かって話しかけています（笑）

私も夫も実家は本州で、日常的には実家の助けを得られない中での育児はなかなか大変です。4月には子どもが順番に胃腸風邪→インフルエンザ→肺炎（そして入院）になり、看病と仕事の調整に四苦八苦しました。3人になればどうなることやら……という不安はあります。

でも、子どもたちの生きるエネルギーや可愛らしさからもらう元気。保育園やママ友達、ファミリーサポートなど子どもを通じてつながった人たち。子どもを持つことでわかる親の気持ち。……などなど、やっぱり子どもがいることでもらっているものの方が大きいなあと感じます。3人になれば大変さも3倍ですが、喜びも3倍。周りの助けを借りながら、楽しくがんばりたいと思います。

本年12月頃までお休みをいただく予定です。休業中はお迷惑をおかけいたしますが、また元気に復帰して、育児の経験を仕事にも活かしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



熊本体験

弁護士 齊藤 佑揮

先日、仕事の都合で熊本へ行ってきました。

定番の熊本城を見学し、少し足を伸ばして阿蘇山まで出かけ、初めて見る様々な風景を楽しむことができました（仕事もしました。）。

そして、食事。熊本といえば馬刺し。私は馬（ば）を食べるのは初めてでしたが、こっそり人の分を食べてしまいうくらいに美味しかったです。

ただ、熊本で一番インパクトに残った食事は、『天草大王（あまくさだいおう）』という鶏を使った料理です。なんでもこの鶏、昭和初期に絶滅してしまったそうなのですが、平成4年から10年もの月日をかけて「復元」されたそうです。

「復元」って……。という点も気になりますが、何より驚きなのはその大きさです。何と雄は身長90センチ、体重7キロにもなるそうです。ニワトリとは言いますが、もう絶対庭で飼えません。小学生のころニワトリ牧場の中でニワトリに包囲され、ニワトリに謝罪しながら餌を捨てて逃げ出した私にとっちは、かなり危険な生物といつて良いはずですよ。

……と、色々と考えさせられる鶏でしたが、味はとても美味しかったです。私が食べたのはすき焼きでしたが、弾力のある食感と濃厚な味で大変満足しました。

皆様も熊本に行く機会があれば、是非どうぞ。



阿蘇山の頂上で暴風雨に耐える私

運動会！

弁護士 川島 英雄



先日、子供の幼稚園の運動会に「参加」してきました。

通常、父親は「参加」する方と「見学」する方のどちらが多いのでしょうか？私のイメージでは「父親＝カメラ係」なので「見学」というイメージが強いのですが、でも、私の場合は確実に「参加」です。

まず、朝早めに集合し、運動会の準備のお手伝いをします。お手伝いには、会場の設営や、駐車場で車を誘導する誘導係、競技のお手伝いなどがありますが、私は運動会の開会前からお手伝いに入り、運動会の最中も競技のお手伝いをしていました。このあたりで十分に「参加」してきたつもりです。

これだけにとどまらず、お手伝いの合間にはきちんと競技にも「参加」してきました。親子競技（子供と一緒にフォークダンス！）もしましたし、保護者の競技でも張り切って走ってきました。

ということで、私は今回はデジカメもビデオカメラもほと

んど触らず、カメラ係は専ら妻の役割となっていました（さらに、下の子の世

話は妻の両親や弟、祖母に任せっきりでした。この場をお借りして御礼申し上げます。）。とくにカメラ係をしたかったわけではないので、むしろ「参加」できてよかったと思っています。

もっとも、撮影はしませんでした。競技のお手伝いの最中も合間の時間もうまい具合に競技を見ることができたので、子供の競技も見逃すことなく、「見学」もバッチリでした。来年も、はりきって「参加」したいと思います！

暑い夏を快適に過ごすために

弁護士 伊藤 良

夏になると、ついおしぼりで顔を拭きたくなる。しかし、おしぼりで顔を拭くことは、社会通念上禁止行為とされている。

そんなときに活躍するのがペーパー洗顔である。ペーパー洗顔であれば、顔を拭くことも許され、かつ拭いたときの爽快感はおしぼりを優に凌ぐ。

そのため、私は夏になるとペーパー洗顔を愛用している。なお、ペーパー洗顔は刺激が強いものの方が、爽快感が持続するためお薦めである。

以前、同じくペーパー洗顔を愛用している友人とお互いのペーパー洗顔を見せ合ったことがあった。同じメーカーの同じタイプのものだったが、なぜか見た目のデザイン、色が異なっていた。

そこで、お互いのペーパー洗顔を入念に見比べたところ、友人のものには「顔用」、私のものには「ワキ用」と書かれていた。

なるほど、どうりで強烈だと思った。

その友人がワキ用を試しに使ってみたいと申し出たため、1枚使わせたとこ、
「これ効くわ～」と嬉しそうな顔をしていた。ただし、顔は真っ赤である。

その後、私は顔用とワキ用を注意して見るようになったが、ワキ用でも意外といけるので、勇気のある方はぜひ試して欲しい。



新たなペーパー洗顔を入手した私

回顧回想

弁護士 高橋 亜林

気づけば、このおおぞら法律事務所で業務を始めて1年と半年がたちました。「おおぞら」は、よく「あおぞら」に間違えられます。入所前は、敢えておおぞらにしているからには何かこだわりがあるだろうと思い、先輩弁護士の前



では決して言い間違えないように気をつけていました。今では、愛着が湧いて、逆に間違われるとちょっとムツとする自分がいます。大空は、高く広く澄み切った北海道の空そのものを表しています。やみくもに尖っていた（時もありました）思春期、よく散歩がてら実家の裏の堤防でぼかんと口を開けて空を見ていました。いま思い出すと、悩んでいた事柄よりも空の景色が強く心に残っているのが不思議です。

さて、この1年半、様々な事件と出会ってきました。それぞれの依頼者の方々の顔は忘れようにも忘れられず、ほんの少しでも心の拠り所となれたかどうか……思い出しては、日々反省です。私生活では、入籍からしばらくたったものの結婚式を執り行うことができました。多くの方にご参列いただき、様々なご縁に助けられてここにいることを改めて感じています。噂に聞く、結婚式準備をめぐる新郎新婦の危機も身をもって知り、今後の大概のめもことは「あれに比べれば……」と乗り越えられるような気がしています（今だけかしら）。仕事も私生活も大波小波。うまく波を乗りこなすのは難しいですが、大空のような広い心でもって暮らしていれば、きっと楽しい毎日が過ごせると信じています。



結婚式のすすめ

弁護士 渡辺麻里衣

すっかりご報告を忘れておりましたが、実は昨年結婚いたしました。

私は当初、「結婚式」というものに全く興味がありませんでした。というのも、結婚式にはたった1日だけのために百万単位でお金がかかると聞かし、当の本人たちはせっかくのおいしい食事を食べられないというし……それなら同じお金をかけてエジプト旅行にでも行った方がよほど経済合理性があると思っていました。

ただ、ひょんなことから結婚式だけはやっておこうということになり、実際体験してみても思うことは、「やってよかったなあ」ということでした。

式当日だけではなく準備の期間も含めて、自分が考えている以上にこれまで色々な方にお世話になってきたことを強く実感させられました。そして、そのような方たちに結婚をお祝いしてもらえるとということがどんなに幸せかと言うことを肌で感じられる唯一の機会が「結婚式」である気がしました。

結婚式では、指輪交換で夫の指に指輪が入っていかかったり（太ったため）、学生時代の醜態を晒されたり（事実なので仕方がない）と、ハプニングもありましたが、皆さんからの温かい祝福を全身で感じる事ができ、「化けたね〜」というありがたいお言葉もいただけて（笑）、なんとも幸せな一日でした。

当日見事なご挨拶をいただいた当事務所の太田弁護士が新婦から父への手紙で号泣している姿や、同じく当事務所の田中弁護士が乾杯のご発声の際に何に祈念するかを忘れて爆笑を誘っている場面が、当日のDVDにしかと収められています。DVDを見ながら当日のことを思い返し温かい気分になっている今日この頃です。



お手製ウェルカムボード



迷ってばかり

弁護士 福田亘洋

6月1日から髭を伸ばしはじめました。理由は、……まあ、置いておきましょう。ただ、酒の席で周囲から伸ばすよう勧められたのが切っ掛けであり、自ら思い立ったのではない、ということだけは述べておきます。

伸ばすことに若干の迷いはあったものの、2週間くらいは伸ばしてみることにしました。当初は頬の部分に生える髭のみを剃っており、もみ上げから顎までは勿論、口髭から顎まで髭が生えていました。

ところが、髭を伸ばせと言ってきた内の1人から「何か汚ねえなあ。」と言われたり、口の際の部分の髭が気になったりとかして、徐々に髭面積が減少していきました。今では口髭と顎髭だけが残っています。

髭を残すとなると、当然そのお手入れが必要になります。

そこで、最近、買い物ついでに、「髭トリマー」なるものを購入しようとしました。でも、ちょっと待って。その髭トリマーは、純然たる髭トリマーであり、髭剃りではありません。

ちなみに、髭トリマーの中に、髭剃りにも使用できるものがあるのかどうかは、カミソリ派の僕は全く知りません。そもそも、この先も髭面を継続していくのかどうかすら確定していません。なので、トリマー購入に踏み切ることに迷いが生じます。結局やめました。

今は、とある方に教えを請い、クシとハサミを駆使して、髭をチョコチョコやっています。極めて面倒です。が、実家にトリマー代用品になりそうなものがあるとのことなので、今度頂きに行こうと思っています。いや、待てよ。そもそも髭を維持するのだろうか……。



髭ならぬ、草をむしる私

被災地で言葉を失う

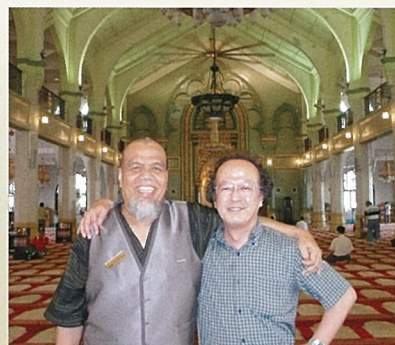
弁護士 田中貴文

5月5日、岩手県山田町に法律相談に行った。山田町は宮古市と釜石市の間にある漁業の町である。山田町には盛岡から宮古を経て自動車で行ったのだが、実際、現場に身を置いてみると全く言葉が出ない。見渡す限り崩壊寸前の建物とガレキのヤマ。漁船が道路を塞ぎ、高架道路の脚柱が大きく傾いている……。テレビで見る映像から受けた印象とは全く違う。「たまげる」とは「魂消る」と書く。カメラを向ける気は失せた。

相談者の母親はまだ見つかっておらず、「認定死亡」「相続」「生命保険」などの話をした。家が流されたので、相談者は実兄のところに避難しているという。実兄は山間部で農業を営んでいるが、原発の風評被害で生産物が売れないのではないかと心配している。被害の様相は様々であり、かつ複合的である。ひとりひとりの方の法律相談に丁寧に対応して、適確

なアドバイスをすること。弁護士の仕事の意味を再認識した一日であった。

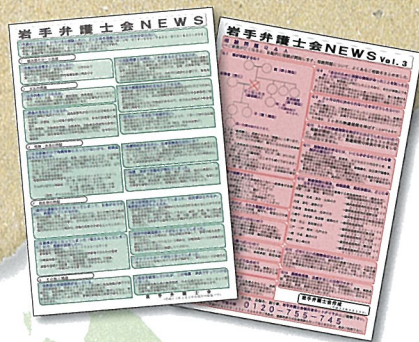
さて5月5日はこどもの日である。避難所の昼ご飯で、こども達に混じってしっかりソーキそばとタコライスをご馳走になった。また非常に寒かったので使い捨てカイロもいただいた。おみやげを持っていったので、許してもらえたはずである。



本文とは全く関係ない。サルタン・モスク（シンガポール）で受付のおじさんと無理矢理、国際交流する。

今回の大震災をめぐって、今、そしてこれからできることを考える

弁護士 太田 賢二



3月11日、東日本大震災の報道に、目が釘付けになった。目の前で街が消えていく。それに対して何もできない自分がいた。まさに忸怩たる思い。

震災直後から、全国から様々な支援が始まった。自衛隊や医師はもちろん、自転車の修理、散髪、そして心のケアなど、いろいろな専門家の活動が飛び込んできた。すごいなあ、という思いと、自分にも、何かできないのか。それは義捐金の送金やボランティア活動への参加なのだろうか。

いや、それだけではなく、弁護士として何かできないのか？

でも他方で、被災地にノコノコ出かけて行ってはかえって邪魔になるのでは？

実は、震災直後から、弁護士の法律相談が重要な意味を持つ。そのことは、1995年の阪神・淡路大震災の際に、すでに実証されていた。

当時の神戸弁護士会は、神戸市の要請を受けて、被災後わずか1週間目に緊急会員集会を開き、現地での法律相談活動を行うことを決定した。その翌日から、地域の区役所などのスペースを借りて相談活動を展開したのである。弁護士が相談に応じた件数は、当初の1年間だけで10万件もの多数に上った。

この経験は、その後日弁連の災害復興支援委員会に引き継がれ、この間の中越地震・能登半島地震・中越沖地震などにも活かされてきた。僕は、この委員会に引き込まれて早7年。何とか抜け出そうとしていた矢先の大震災だった。

今回、各地の弁護士の活動は、極めて速かった。まずは現地の弁護士らは、自分たちが被災者であるにもかかわらず、いてもたってもいられずに、避難所回りをはじめた。そこでは、「家が流された。今後どうなるのか」「土地の権利証がなくなった。どうしたらいいのか」「行方不明の夫の通帳からお金が引き出せるのか。」という法律相談とはいえないものが多数あった。それでも弁護士が、話し相手になって励ますことが、被災者の安心に繋がり、心のケアの対応の一環となる。

岩手・仙台・福島などの被災地弁護士会は、一丸となって、電話相談、避難所巡回相談などに取り組むとともに、弁護士会ニュースなどを発信して、情報を提供した。「り災証明はどういうものなのか」「地震保険はどうなるのか」「被災者生活

支援法の手続は。」弁護士の相談によって、心のケアに加えて、正しい情報が広くかつ急速に広まった。

その後、地元の要請に基づき、各地からも相談体制の支援に入った。北海道は、青森・秋田とともに、岩手の支援に加わった。内陸の盛岡で1泊。そこから地元弁護士の車で三陸海岸の被災地まで車で2、3時間。結構しんどい。それでも、地元会の人と比べれば、いや被災地のみなさんの苦労を思えばまだまだできることがある。

一定被災地が落ち着いた段階から、複合的紛争への対応、政策的対応が求められる。

相続放棄という手続は、実は相続発生後3ヶ月以内にしなければならぬのだが、大震災ではこの期間はあまりに短すぎる。弁護士会からの要請に基づき、急速この熟慮期間が延長された。

家や工場が流されたのに借金だけが残るという問題（いわゆる2重ローン問題）は、以前から災害の度に指摘されてきた。今回の大震災を契機に、被災者に接してきた弁護士らの声を基に、政治が大きく救済に舵を切ることになりそうだ。

今もなお、原発問題はどうかかわからない。被災者の不安はいかばかりだろうか。そんな中、一市民として、一人の弁護士として、引き続きできることに取り組んでいきたい。

大切なのは、「謙虚」であることだ。被災者・被災地の訴えを、まずよく聞くことから始めなければならない。自分たちも、いつ被災者になるかもしれないのだ。

そして、決して忘れないこと。この問題は、何十年単位で考えていかなければならないことも多い。天災は忘れた頃にやってくるものだ。しかしそれを人災にしたり、過去に置き忘れてしまうのは、私たちの住む社会の責任だ。

みなさんも、忘れることなく、できることから被災者を応援していただきたい。

それが、「頑張って」ではなく、「一緒に、少しずつ」であればと願う。

札幌弁護士会
震災
電話無料相談
被災者生活支援センター

・避難対象地域だけど、家賃ってどうなるの？
・仕事に被災したのですが...
・住民票を移しても良いの？
・自宅のローン残っているけれど...
・これからの生活が不安...支援制度は無いの？

いろんな疑問にお答えします！
☎0120-325-101
午後4時～午後8時(平日のみ)
<http://www.satsuben.or.jp>
携帯サイト



被災地避難所におけるテントでの法律相談

基本合意成立とこれから ～ B 型肝炎訴訟～

弁護士 福田 亘 洋

平成 23 年 6 月 24 日、B 型肝炎訴訟原告団・弁護団と国との間で、B 型肝炎患者に対して、被害者を和解によって救済する基準などを定めた「基本合意」が成立しました。

この基本合意の中には、国が B 型肝炎患者に対して正式に謝罪する旨の条項が明記され、これに基づき、菅首相や細川厚労相が、原告団・弁護団の面前で、直接謝罪しました。

現在、全国には、120 ～ 140 万人に及ぶ方々が B 型肝炎に罹患していると言われていますが、国の推計によれば、その内の 40 数万人が、今回の基本合意による救済の対象者となる可能性があると考えられています。

B 型肝炎患者の、実に 3 割もしくはそれ以上の方々が予防接種事業の犠牲者である可能性があるということになりますが、今回の基本合意が、その方々の個別的な救済の途を整える役割を果たすという意味では、非常に大きな 1 歩ということができると思います。

しかし、それだけで B 型肝炎訴訟の目的が達成されたということとはできません。

今回の基本合意では、肝炎の症状が発生していない多くの無症候キャリアの方々、また、症状は発生していても、その発症から既に 20 年以上経過してしまっている方々については、「除籍期間の経過」を理由に、それ以外の方々と比較すると賠償金額が著しく低く設定されているため救済が十分とは言えませんし、たとえ除籍期間の経過がなかったとしても、今までに支出した医療費や今後発生する医療費等の負担を考えると、今回の賠償金を得られたからといって、それだけで救済が十分とは言えません。

経済的側面の話だけではなく、感染者の方々の多くは、これまで、周囲から偏見の目で見られ、差別されながら、または、その恐怖と闘いながら生活してきました。

その屈辱感・恐怖感・疎外感は、感染者ご本人にしか分からないものでしょう。

今回の訴訟で、周囲からの偏見や差別が幾分かでも緩和できたとすれば、それは嬉しいことですが、他方で、新たな問題として「増税論」が顔を出してきています。肝炎患



者救済のための財源確保のために、増税論が必要であるというのです。

実際、B 型肝炎患者の救済の必要性があるために増税されるという風潮が生じ、これにより誹謗中傷された原告の方々も存在します。

原告をはじめとする B 型肝炎患者は、国の責任がマスコミに取り上げられ、大々的に論じられるようになった今日に至っても尚、このような精神的負担をも強いられています。

国は、これら現実に存在する B 型肝炎患者の物心両面に亘る負担を、幾ばくかでも軽減させるために、速やかに全ての B 型肝炎患者への医療助成等の恒久対策を実施し、患者に対する偏見・差別等の除去に努めるべきです。

今後は、B 型肝炎患者への医療助成等の恒久対策の確立を目指し、そして、その活動が、B 型肝炎に限らず、全てのウイルス性肝炎患者の救済に結びつくことを目指し、活動を続けていく予定です。

闘いは、終わったわけではありません。まだまだ闘いは続きます。

今後とも引き続き、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下に、基本合意による和解対象者とされるための認定要件と、B 型肝炎訴訟北海道弁護団事務局のご連絡先をお伝えします。

【認定要件】

- ①昭和 16 年 7 月 2 日以降に生まれたこと
- ② B 型肝炎ウイルスの持続感染者であること
- ③満 7 歳までに集団予防接種を受けたこと
- ④母子感染ではないこと、または、集団予防接種によって感染した母親からの感染（2 次感染）であること
- ⑤集団予防接種以外の感染原因がないこと

【連絡先】

TEL 011-231-1941



事務局あいさつ

小坂 美沙紀

今年の夏は洞爺湖へキャンプに行く予定です。数年前にアウトドアグッズをそろえたものの、昨年はほぼ活躍せずに夏が過ぎました。今年は海・山・川・湖とたくさん活躍の場を設けられたら良いと思います。公私共に充実した夏になるよう、頑張っていこうと思います！

松重 静香

ソウルと広島に行ってきました。一人でいったソウルでは道に迷いすぎ、連日3万歩近く歩いて疲れた記憶しかありません。なので、広島では自力での移動を諦め、市内到着から空港に向かうまで、広島在住の友人にずっと頼りきることになりました。おかげで地図を見ることもなく、非常に快適な旅となりました。

石川 依利華

週末に積丹へ行ってきました。神威岬から見える海や山、天気も良く空とてもきれいで、大自然に癒されました。お昼に食べたうに丼とてもおいしかったです。充実した週末を過ごす、日頃の仕事も頑張れる気がします。今年も良く遊び、良く働きたいと思います！

本間 恵

昨年の夏号で書いていた念願だった野外ライブに参加することができました。いつもは遠い存在である憧れのアーティストを、今年も間近に感じることが出来て大興奮でした。屋内でしっかりと鑑賞する音楽も素敵ですが、屋外で日焼けをしながら音楽に浸るのも最高だなと実感しました。

村田 直沙

自動車学校に通っています。指導員の先生には常に心配され、免許までの道のりが大変遠く感じていましたが、免許習得まであと一歩というところまで来ています。走っている車を見る度、尊敬の眼差しを向けていますが、いつか自分も人に迷惑掛けず、格好良く！走れるようになれると信じて……今後も練習に励みます。

浅井 ちえみ

遺伝子の突然変異か、家族の中で唯一ぼっちゃりというかガッシリしている私。脱ガッシリ宣言を掲げ、本格的にダイエットを始めました。愛娘(わんこ)との散歩で無駄にダッシュしてみたり、福利厚生を利用してヨガに通ったり、お食事日記を付けてみたりと出来ることからコツコツやっています。次号では吉報をお届け出来すように☆

小林 亜希子

この夏は、日本代表戦観戦に好きなアーティストのライブ、プラチナチケットを運良く手にすることができ、熱い夏になりそうです。スポーツにライブに旅行！思いつくだけでもまだまだやりたいことがいっぱい。欲張りすぎだけれども、楽しくて元気になれること、たくさんできたらなと思っています。

木村 郁美

友人から結婚式の余興を頼まれました。歌？踊り？披露できるような特技も無い……。色々考えた結果、友人達や家族からお祝いのメッセージを集めて映像を作る事にしました!!作り始めて気づきました。私にはそんな技術がなかったことに……。結局、姉に泣きつき、どうにか完成させることができました!結婚式当日が楽しみです☆

小森 和幸

新しい出会いどころか、連絡を取り合う友人すら減ってきました。今と対照的だった学生時代……。短い期間にもかかわらず、開拓の村でボランティア体験した時、年代や国境も関係なく多くの方々と会話をし、とても楽しく刺激的な日々でした。一期一会の出会いであろうとも、自らを成長させてくれる経験を再びしたいと考えています。

藤森 美希

連休を利用して、東北に行ってきました。実際にする光景とそのおおいに、色々な思いを感じつつも、たくさんの良い出会いに恵まれ、パワーをもらいました。いまやりたいこと、やるべきこと……と考えるとたくさんありますが、一步一步、前に進んでいきたいと思っています。……まずは、失効してしまった車の免許を復活させます!

村川 幸

週末の夕方4時頃から急に思い立ち、家から歩いて円山登山をしました。日頃の体力不足のため燃え尽きそうになりましたが、札幌を一望できる素晴らしい眺めに満足です。体力の限界で一刻も早く帰るため、八十八箇所登山道から下山し、気を紛らわせるために88体のお地藏さんを数えて帰ったら……247体もありました!話が違ふ!少し寒くなった登山でした。

飯川 瑞穂

ワンピースのドームツアーに参加しました。子供ばかりかと思いきや、大人も大はしゃぎ。知らない方には申し訳ないのですが、フランキーハウスでフランキーのポーズで写真を撮ったり、ハイキングベアに一礼したり、ウソップにも会えました。感動で泣いたり、落ち込んだ時には元気を与えてくれます。大人もはまるこの漫画、まだの方は是非一度ご一読ください!



司法修習生 挨拶

新 64 期
小林 杜 季 子

私は、田中貴文先生の下で修習しております司法修習生の小林杜季子と申します。

2ヶ月間間近で見ていると、田中先生は、弁護士としてのスキルはもちろんのこと、情熱と人望がある先生であることがわかりました。私は、市民のために熱く働く弁護士になりたいと考えているので、そのような田中先生の下で修習できることは、とても幸せなことだと実感しております。

また、札幌おおぞら法律事務所は、たいへん明るい雰囲気、他の先生方をはじめ、事務局の方々もとても親切で、も

し、私が一般の市民であったなら、この事務所に相談に来たい！と心から思っています。そして、この事務所は、先生方の人望と行動力の賜物であると思いますが、大きな訴訟の原告団の拠点になっており、他の事務所では経験できなかったであろう貴重な経験をさせていただいております。

私は、神奈川県厚木市に就職が決まっておりますが、札幌修習の間に、北海道の大自然とおいしいものを満喫しつつ(笑)、田中先生をはじめ、おおぞら事務所の皆様から学べることを、ひとつでも多く学んでいきたいと思っております。

9月末まで、よろしくお願いいたします！



相談料変更のお知らせ

① 相談料 1 時間 **5,250円(税込)**

② 債務整理・交通事故相談 **初回無料**

本年7月から、当事務所の相談料の規定を変更しました。

法律相談は、お話をゆっくりお伺いできるように、これまでの30分単位ではなく、1時間まで5,250円(税込)としました。

また、これにかかわらず、債務整理の相談と交通事故に関する相談は、初回は無料です。

法律相談は予約制ですので、必ず前もってお電話をいただくようお願いいたします。

ホームページをリニューアルしました！

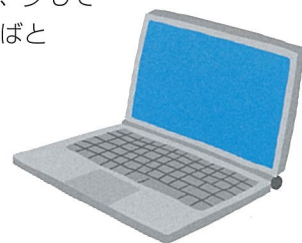
URL
<http://www.ozoralaw.com/>

本年7月に、ホームページをリニューアルしました。これまでは「お知らせ」や「コラム」のページばかりが充実してしまい、相談を考えてホームページをご覧いただく方への配慮が少し足りなかったように思います。

そこで、今回はある程度大がかりにリニューアルを行いました。相談を考えてホームページをご覧いただいた方に必要な情報を増やしたほか、それぞれの情報にたどり着きやすいようにページ構成にも変更を加えました。また、デザインも一部変更しました。

今回のリニューアルにより、少しでも当事務所の雰囲気が伝わればと思います。また、皆様にとってより利用しやすいホームページになれば幸いです。

ぜひ当事務所のホームページをご覧ください。



事務所 からの ご案内

1、8月12日(金)から15日(月)までお盆休みとさせていただきます。

2、営業時間は、平日の午前9時から午後5時30分までです。

3、法律相談にお越しの際は、関係すると思われる書類等をご持参のうえ、原則としてご本人がおいでいただくようお願い致します。

